

税の申告相談は3月15日(金)までに!

令和5年分の所得税、市・県民税と国民健康保険税の申告相談を行います。

固稅務課 TEL22-6822

■申告相談カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
2/4	5	6 美山中央公民館	7 美山中央公民館	8 美山中央公民館	9 美山中央公民館	10
11 建国記念の日	12 振替休日	13 伊自良 コミュニティセンター	14 伊自良 コミュニティセンター	15	16 市役所 税理士による無料相談	17
マーサ21(年金受給者・新規住宅取得者)					マーサ21	
18	19 市役所	20 市役所	21 市役所	22 市役所	23 天皇誕生日	24
税理士による無料相談						
マーサ21						
25 市役所 (休日相談)	26 市役所(～19時)	27 市役所	28 市役所	29 市役所	3/1 市役所	2
税理士による無料相談						
マーサ21						
3	4 市役所	5 市役所	6 市役所	7 市役所	8 市役所	9
マーサ21						
10	11 市役所	12 市役所	13 市役所	14 市役所	15 市役所	16
マーサ21						

※美山支所(みやまジョイフル倶楽部内)では
行いません。

9時～16時(入場制限あり)

9時30分～正午、13時～16時(入場制限あり)

■申告に必要なもの

- ①マイナンバーカードかマイナンバーを確認できる書類と身分証明書(マイナンバー通知カード・マイナンバーが記載された住民票など、運転免許証や保険証など)
- ②本人名義の口座番号が分かるもの(所得税が還付になる人)
- ③「確定申告のお知らせ」はがきか通知書(税務署から送付された人のみ)
- ④e-Taxの利用者識別番号(前年度までに取得した人のみ)
- ⑤収入が分かる書類
 - ・令和5年中に支払を受けた給与や公的年金などの源泉徴収票(原本)
 - ・令和5年中に受けた個人年金や内職などで請負った業務に対する支払明細書
 - ・事業所得や不動産収入の収支を計算した収支内訳書

⑥控除を証明する書類

- ・社会保険料控除
国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、任意継続保険料の控除証明書など
- ・生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ・医療費控除
自身で作成した医療費控除の明細書、医療費通知(医療費のお知らせ通知)
- ・寄附金控除 領収書、受領書
- ・その他控除を証明する書類

次に該当する人は マーサ21申告会場を利用してください

- ・土地や建物、山林、株式を売却し譲渡所得のある人
- ・住宅ローン控除の初回の申告をする人
- ・青色申告、損失申告、贈与税の申告をする人
- ・令和5年分でない過年度分の確定申告をする人

マーサ21での確定申告について

令和5年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。確定申告会場への入場には、入場整理券が必要です。

岡崎北税務署 Tel.058-262-6131(自動音声に従い「0(ゼロ)」を選択)

※自動音声案内は1月4日(木)から開始します。



▶開設場所 マーサ21南館4階マーサホール
(岐阜市正木中1丁目2-1)

▶開設期間 2月16日(金)～3月15日(金)

▶開設時間 9時～17時

(土日祝日を除く。ただし2月25日(日)は開設)



※2月13日(火)～2月15日(木)は、公的年金を受給している人を主な対象として受け付けます。

※開設期間中は、岐阜北税務署庁舎での申告相談は行っていませんのでご了承ください。

入場整理券の配付

国税庁のLINEアプリ公式アカウントからオンラインによる事前発行を行っています。

また、当日会場でも入場整理券を配付しますが、配付枚数に限りがあり、後日の来場をお願いする場合があります。

LINEで「入場整理券」を取得する方法

- ①LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加
- ②トーク画面で「相談を申し込む」を選択し会場を選択
- ③希望する日時を選択して入場整理券を事前に取得

申し込みは来場希望日の10日前からできます。詳しくは、国税庁HPを確認してください。

入場に関する注意事項

- ・入場時には当日配付した入場整理券かLINEで事前発行した際に表示される**受付完了画面**を確認しますので、必ず持参してください。
- ・入場整理券には会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、**指定された時間内に来場**してください。
- ・指定された時間に**遅れた場合は入場できない場合があります**。また、会場の混雑状況に応じ、指定された時間内であっても入場をお待ちいただく場合があります。

会場ではスマホを使用します

会場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、スマホとマイナンバーカードが必要です。準備してください。

また、マイナンバーカード発行時に設定した**①署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)**と**②利用者証明用電子証明書(数字4桁)**のパスワードも必要です。

e-Tax申告を利用するための事前の準備など、詳しくは、税務署の個人課税部門に問い合わせるか、名古屋国税局HPを確認してください。



国税庁HP



国税庁
LINE公式
アカウント

確定申告は 自宅からスマホで！

簡単・便利なe-Tax♪



自宅からのe-Taxでこんないいこと！

- ✓ 確定申告会場に来場する必要なし！
混雑する会場に行かなくてもよい！
外出を要しない自宅からのe-Taxは、
最も有効な感染防止策！
- ✓ 申告書の印刷・申告書及び添付書類（本人
確認書類やふるさと納税に係る寄附金の受
領証等）の税務署への持参や郵送が不要！
※ 一部の書類は提出が必要です。
- ✓ 早期（3週間程度）に還付金を受領！
書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付



申告書作成・送信の流れ

STEP 1 マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマホを準備

※ 事前にマイナポータルアプリのインストール・設定が必要です。

STEP 2 「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、
確定申告書を作成・送信

画面の案内に沿って入力・操作をすれば、自動計算で確定申告書
の作成・送信ができます。※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。



レシヤリノ



カメラで給与所得の源泉徴収票を
読み取り、金額・支払者情報等の
記載内容を自動入力！



確定申告書等
作成コーナー
はこちら

作成コーナー



分からないことがあっても、自宅で解決できます！

✓ 動画（YouTube「国税庁動画チャンネル」）で操作方法を確認



動画はこちら

確定申告 動画



申告内容に応じた
操作方法を確認
できます！



医療費控除

ふるさと納税

住宅ローン控除

✓ チャットボットや電話で相談

チャットボットでの相談

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。



税務職員ふたば



チャットボット
はこちら

お電話での相談

e-Taxや確定申告書等作成
コーナーの操作方法について

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

0570-01-5901

（全国一律市内通話料金）

【受付時間】月曜日～金曜日 9時～17時
（祝日など及び年末年始を除く）

※ 受付時間は、最新の情報をe-Taxホームページで
ご確認ください。

※ 左記の電話番号がご利用できない場合は、
03-5638-5171をご利用ください（通常の通話料金
となります。）。

申告や納税について

最寄りの税務署へお電話ください（最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページ等でご確認ください。）。

※ 掲載コードのリンク先は、予告なく変更又は削除する場合があります。



名古屋国税局・税務署

社会保険料控除について

●国民年金保険料

年末調整や確定申告には、日本年金機構が発行した社会保険料(国民年金保険料)控除証明書か領収書の添付が必要です。

▶**対象保険料** 令和5年1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料

▶**控除証明書の送付時期**

項番	対象者	送付方法	送付日
1	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付した人	郵送	令和5年10月26日から11月上旬にかけて順次
2	項番1のうち「ねんきんネット」で事前に電子送付希望の登録を行った人 ※1	電子送付 ※2	令和5年10月18日から10月下旬にかけて順次
3	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した人(項番1の人を除く)	郵送	令和6年2月上旬
4	項番3のうち「ねんきんネット」で事前に電子送付希望の登録を行った人	電子送付	令和6年1月下旬

※1 ねんきんネットは日本年金機構が運営するインターネットサービスです。パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を手軽に確認できます。
※2 電子データはマイナポータル「お知らせ」に送付されます。電子送付希望の登録を行った場合、書面の控除証明書は郵送されなくなります。

▶**控除証明書を紛失した場合**

ねんきんネットから再発行申請を行うか、マイナンバーか基礎年金番号が分かるものを用意してねんきん加入者ダイヤルや年金事務所に問い合わせてください。

☎岐阜県北年金事務所 TEL058-294-6364 ☎ねんきん加入者ダイヤル TEL0570-003-004

●介護保険料

▶**対象保険料** 令和5年1月1日から12月31日までに納付した介護保険料

※市から送付した「介護保険料決定通知書」に記載してある金額は、4月から翌年3月までの保険料の金額であり、申告で記載する金額とは異なりますので、注意してください。

▶**送付時期**

非課税年金の人を除く特別徴収(年金天引き)の人

日本年金機構から、源泉徴収票が1月中旬から下旬にかけ送付されます。社会保険料の内訳は源泉徴収票の摘要欄に記載されています。

普通徴収(納付書納付、口座振替)の人 市から納付済額のお知らせはがきを1月下旬に発送する予定です。

☎健康介護課 TEL22-6838

障害者控除について

要介護認定を受けている人は、障害者控除の対象になる場合があります。

☎健康介護課 TEL22-6838

介護保険の要介護認定を受けている人で、障害者手帳の交付を受けていなくても手帳の交付基準に準ずると認められる場合は、確定申告か市・県民税の申告で障害者控除を受けることができます。この控除を受けるためには、申請に基づき市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

▶**対象者** 介護保険制度により要介護認定を受けている満65歳以上の人で、寝たきりや認知症の状態が一定の基準に該当する人

▶**申請場所** 健康介護課、各支所、出張所で受け付けます。申請の結果は、後日郵送します。

高齢者向け説明会開催

山縣市シルバー人材センターでは、60歳以上の高齢者限定で税務署職員による確定申告説明会を行います。

例年、市役所やマーサ21会場で行われている確定申告説明会と同様の確定申告ができますので、必要書類を持参してください。

☎(公社)山縣市シルバー人材センター事務局

TEL23-0200

▶**日時** 1月30日(火)9時~正午 ※最終受付11時

▶**場所** 高富中央公民館 1階大会議室

▶**定員** 10人 ※先着順

▶**対象者** 60歳以上の人

▶**申込期限** 1月25日(木)

▶**申込方法**



山縣市シルバー人材センター 友だち追加はこちら
公式LINEを友だち追加し、トークから氏名・住所・電話番号を送るか、直接事務局に電話してください。